

全国自治体の動物愛護関連条例 ＜特定動物に関する条項抜粋＞

2017年2月作成



目次

北海道	3	滋賀県	24
青森県	4	京都府	25
岩手県	4	大阪府	25
宮城県	4	兵庫県	27
秋田県	6	奈良県	30
山形県	7	和歌山県	31
福島県	7	鳥取県	33
茨城県	8	島根県	35
栃木県	9	岡山県	42
群馬県	9	広島県	43
埼玉県	10	徳島県	44
千葉県	12	香川県	53
東京都	12	愛媛県	54
神奈川県	14	高知県	56
新潟県	16	福岡県	60
富山県	17	佐賀県	60
福井県	17	熊本県	61
山梨県	18	大分県	61
長野県	19	宮崎県	62
岐阜県	20	鹿児島県	63
静岡県	21		
愛知県	22	名古屋市	64
三重県	24	大阪市	65
		前橋市	66

※各自治体の動物愛護関連条例から特定動物に関する条文を抜粋。

定義、手数料、経過措置に関する条文と様式は割愛した。

北海道

【条例】

第2節 特定動物の飼養

全部改正〔平成18年条例17号〕

（飼い主の遵守事項）

第10条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物について、次に掲げる事項を遵守し、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないように飼養しなければならない。

- （1） 特定動物の種類、数、本能、習性等に応じて適正に飼養すること。
- （2） 逸走した場合における捕獲等の方法及び周辺住民の避難誘導方法並びに人身事故発生時における救急救命方法を確立しておくこと。
- （3） 捕獲等のための非常用器材を備え付け、及びその器材を常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- （4） 地震、火災等の非常災害時における逸走防止対策及び避難対策を確立しておくこと。

一部改正〔平成18年条例17号〕

（緊急時の措置）

第11条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちに、その旨を関係行政機関に通報するとともに、近隣の住民に周知し、当該特定動物を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成18年条例17号〕

（事故発生時の措置）

第12条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講ずるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年条例17号〕

第4節 措置命令等

（措置命令等）

第16条 知事は、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- （1） 第10条の規定に違反している者
 - （2） 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - （3） 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- （以下略）

一部改正〔平成18年条例17号〕

【施行規則】

(事故及びその後の措置の届出)

第3条 条例第12条の規定による届出は、別記第1号様式の届出書を提出して行うものとする。

一部改正〔平成18年規則52号〕

青森県

【条例】 ※経過措置のみなので割愛。

岩手県

【条例】

第4章 特定動物の飼養に関する措置

一部改正〔平成18年条例14号〕

(緊急時の措置)

第12条 特定動物の飼い主は、その飼養をする特定動物が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の通報があった場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物が逸走した場合において、人の生命、身体又は財産に対する侵害が切迫していると認めるときは、その職員に、当該特定動物を捕獲し、又は殺処分させることができる。

3 特定動物の飼い主は、地震、火災等による緊急事態が発生したときは、その飼養をする特定動物の逸走の防止のために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成18年条例14号〕

(事故発生時の措置)

第13条 特定動物の飼い主は、その飼養をする特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について、知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

一部改正〔平成18年条例14号〕

【施行規則】

(事故発生時の措置)

第3条 条例第13条の規定による届出は、特定動物事故発生届(様式第2号)によるものとする。

宮城県

【条例】

(飼い主の遵守事項)

第六条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 動物の種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- 二 疾病の予防を行う等動物の健康管理を行うこと。
- 三 動物を飼養し、又は保管する場所を清潔に保つこと。
- 四 動物の汚物及び汚水を適正に処理し、悪臭等の発生を防止すること。
- 五 動物が道路、公園等の公共の場所又は他人の土地、物件等を汚し、又は損傷することのないようにすること。
- 六 動物の異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 七 動物が逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(平一八条例二三・旧第四条繰下・一部改正)

第三章 特定動物の適正な飼養等

(平一八条例二三・章名追加)

(遵守事項)

第十三条 特定動物飼養者は、第六条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物を厳重に監視するとともに、特定飼養施設を、定期的に点検し、特定動物の適正な飼養又は保管に支障が生じないように維持すること。
- 二 地震、火災等の災害の場合における特定動物の逸走の防止その他とるべき緊急措置を定めておくこと。
- 三 その他特定動物が危害を加えることのないように飼養し、又は保管すること。

(平一八条例二三・旧第十一条繰下・一部改正)

(緊急時の措置)

第十四条 特定動物飼養者は、特定動物が特定飼養施設から逸走したときは、直ちに、保健所、警察署その他関係機関に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近住民への周知その他危害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物飼養者は、地震、火災等の災害が発生したときは、前条第二号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、特定動物による危害を防止しなければならない。

3 特定動物飼養者は、特定動物が危害を加えたときは、直ちに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 特定動物飼養者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 危害を加えた日時、場所及び原因
- 三 危害を受けた者の氏名及び住所
- 四 危害を加えた特定動物の種類及び特徴
- 五 過去に危害を加えたことの有無

(平一八条例二三・旧第十二条繰下・一部改正)

秋田県

【条例】

第四章 緊急時の措置等

(特定動物の逸走時の措置)

第十三条 特定動物飼養者(法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者をいう。次条において同じ。)は、当該特定動物が特定飼養施設(法第二十六条第一項に規定する特定飼養施設をいう。)から逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物の捕獲その他の人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(平一八条例二五・旧第二十二條繰上・一部改正)

(事故発生時の措置)

第十四条 特定動物飼養者又は飼い犬の飼い主は、当該特定動物又は当該飼い犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、その日時及び場所、被害の状況その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(平一八条例二五・旧第二十三條繰上)

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定による通報をしなかった者

二 第十四条の規定による届出(特定動物に係るものに限る。)をしなかった者

三 特定動物に係る第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出(特定動物に係るものを除く。)をしなかった者

二 第十五条の規定による命令に違反した者

三 特定動物以外の動物に係る第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平一二条例一五六・一部改正、平一八条例二五・旧第二十九條繰上・一部改正)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(平一八条例二五・旧第三十條繰上)

【施行規則】

(事故発生時の届出事項)

第九条 条例第十四条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定動物飼養者又は飼い犬の飼い主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定動物による事故の場合にあっては、当該特定動物に係る次に掲げる事項
 - (一) 種類、年齢、性別、毛色、体格及び呼称がある場合にあっては、呼称
 - (二) 飼養許可番号
 - (三) 飼養許可年月日
 - (四) 過去における事故の有無
 - (五) 事故時における管理の状況
- 三 飼い犬による事故の場合にあっては、当該飼い犬に係る次に掲げる事項
 - (一) 登録番号、注射済票番号及び予防注射年月日
 - (二) 前号(一)、(四)及び(五)に掲げる事項
- 四 被害者の氏名、年齢、性別及び住所
- 五 事故発生後の措置

(平一八規則八九・旧第二十条繰上・一部改正)

山形県

【条例】

第 19 条 飼養者（特定動物（法第 26 条第 1 項に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者をいう。）は、特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報し、かつ、付近の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(事故届)

第 20 条 飼い犬が人にかみついたとき又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、その飼い主は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

【施行規則】 ※保健所への事務の移管に関する条文は割愛。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第 4 条 法第 26 条第 1 項の規定による許可の有効期間は、5 年とする。

福島県

【条例】 ※手数料と事務移管関連のみなので割愛。

茨城県

【条例】

(特定動物が逸走した場合の通報等)

第9条の2 特定動物飼養者(法第26条第1項の規定による許可を受けた者をいう。次項において同じ。)は、その飼養又は保管に係る特定動物(同条第1項に規定する特定動物をいう。次項及び第11条において同じ。)が当該許可に係る特定飼養施設(法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。次項において同じ。)から逸走した場合において、その逸走を知ったときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に通報しなければならない。

2 特定動物飼養者は、あらかじめ、その飼養に係る特定動物が特定飼養施設から逸走した場合に備えて、規則で定める措置を講じなければならない。

(平25条例42・追加)

【施行規則】

(動物の所有者の講ずる措置)

第5条 条例第4条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 災害時に動物と滞在できる避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の2第1項第1号に掲げる施設をいう。以下同じ。)を確認しておくこと。

(2) 動物のための運搬用の籠、餌その他の災害時における適正な飼養及び保管に必要な物資を備えておくこと。

(3) 動物の種類に応じ、避難所での適正な飼養及び保管のためのしつけを行うこと。

(4) 動物が特定動物又は特定犬の場合は、災害時に適正な飼養及び保管を委託できる施設を定めておくこと。

(平26規則8・追加)

(特定動物が逸走した場合の通報)

第12条 条例第9条の2第1項の規定による通報は、電話による通報とする。

(平26規則8・追加)

(特定動物が逸走した場合に備えた措置)

第13条 条例第9条の2第2項の規則で定める措置は、別表の左欄に掲げる特定動物の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる措置とする。

(平26規則8・追加)

(第13条関係)

(平26規則8・追加)

特定動物の種類	特定動物飼養者の講ずる措置
動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号。以下「政令」という。)別表の1哺乳綱の(1)霊長目	捕獲用のおり又は捕獲用の網を備えておくこと。

政令別表の1 哺乳綱の(2) 食肉目	麻醉銃, 捕獲用のおり又は捕獲用の網を備えておくこと。
政令別表の1 哺乳綱の(3) 長鼻目	麻醉銃又はチェーンを備えておくこと。
政令別表の1 哺乳綱の(4) 奇蹄 ^{てい} 目及び(5) 偶蹄 ^{てい} 目	麻醉銃又は捕獲用の網を備えておくこと。
政令別表の2 鳥綱の(1) ひくいどり目及び(2) たか目	捕獲用の網を備えておくこと。
政令別表の3 爬 ^は 虫綱の(1) かめ目	捕獲用の網又は捕獲用の麻袋を備えておくこと。
政令別表の3 爬 ^は 虫綱の(2) とかげ目及び(3) わに目	捕獲用の網, 捕獲用の棒又は捕獲用の麻袋を備えておくこと。

栃木県

【条例】

(緊急時の措置)

第十条 特定動物(法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、又は保管する者は、特定動物が施設から脱出したときは、直ちに警察署、動物愛護指導センター又は県の設置する保健所に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近の住民への周知その他人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(平一八条例一五・追加)

(事故届等)

第十一条 特定動物を飼養し、若しくは保管する者又は犬の飼養者は、特定動物又は犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬が人をかんだときは、犬の飼養者は、直ちに、その犬が狂犬病であるかどうかを獣医師に検診させ、その結果を知事に届け出なければならない。

(平一八条例一五・旧第二十条繰上)

(立入調査等)

第十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定動物を飼養し、若しくは保管する者、犬の飼養者その他の関係者から報告を求め、又はその職員をして特定動物若しくは犬を飼養し、若しくは保管する場所その他関係のある場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一八条例一五・旧第二十一条繰上)

群馬県

【条例】

(標識の掲示)

第十条 犬の飼い主及び特定動物飼養者は、規則で定めるところにより、飼い犬を飼養し、又は特定動物を飼養し、若しくは保管している旨の標識を飼養施設の所在する住居の出入口等の外部から見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

一部改正〔平成一八年条例三号〕

(緊急時の措置)

第十四条 特定動物飼養者（法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者（飼養している者以外のものが保管している場合は、その者）をいう。以下同じ。）は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに警察署長にその旨を通報し、及び遅滞なく知事にその旨を報告するとともに、当該特定動物の収容その他人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を採らなければならない。

一部改正〔平成一八年条例三号〕

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、遅滞なく規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

2 飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、速やかに知事に届け出てその指示を受けるとともに、その犬を獣医師に検診させなければならない。

一部改正〔平成一八年条例三号〕

【施行規則】

(事故発生時の届出)

第八条 条例第一五条第一項の規定による届出は、特定動物事故発生届（別記様式第五号）によるものとする。

2 条例第一五条第二項の規定による届出は、こう傷事故発生届（別記様式第六号）によるものとする。

一部改正〔平成一八年規則六十八号〕

埼玉県

【条例】

(特定動物を主に扱う者の講習)

第八条 法第二十六条第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、特定動物を主に扱う者に知事が行う講習を受けさせなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該許可に係る特定動物の飼養が博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において行われる場合

二 当該許可に係る特定動物の飼養が社団法人日本動物園水族館協会（昭和四十年十一月二十二日に社団法人日本動物園水族館協会という名称で設立された法人をいう。）の会員の施設（前号に掲げる施設に該当するものを除く。）において行われる場合

(緊急時の措置)

第十四条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が当該特定動物を飼養又は保管する施設（第十六条第二項第一号において「特定飼養施設」という。）から脱出したときは、直ちに関係機関へ通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害に際してとるべき緊急措置を定め、災害が発生したときは、直ちに特定動物の脱出を防止すること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例一五号〕

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

一部改正〔平成一八年条例一五号〕

(措置命令)

第十六条 知事は、第七条（第四号を除く。）若しくは前条第二項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 犬を係留し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。

二 犬に口輪をかける方法により飼養すること。

三 その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

2 知事は、法第二十六条第一項の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定動物を他の特定飼養施設へ移送すること。

二 特定動物を殺処分すること。

三 その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

一部改正〔平成一八年条例一五号〕

【施行規則】

(特定動物を主に取り扱う者の講習)

第四条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第二十六条第一項の許可を受けた者は、選任した特定動物を主に取り扱う者に、別に定めるところにより、当該許可を受けた日（特定動物を主に取り扱う者を変更した場合にあっては、当該変更をした日）から一年以内に条例第八条の講習を受けさせなければならない。ただし、同法第二十二条第三項の研修を受けさせる場合にあっては、当該研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

(事故発生の届出)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第六号の届出書により、犬の飼い主にあつては様式第七号の届出書により行わなければならない。

千葉県

【条例】

第一款

特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の逸走時の措置)

第十六条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が逸走した場合は、直ちに、知事に対して、その旨を通報しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、その特定動物が逸走した旨を周辺住民に周知するとともに、その特定動物の捕獲その他のその特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定動物による侵害の発生時の措置)

第十七条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合は、直ちに、被害者を救護し、及びその特定動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、侵害の発生した旨並びに同項に規定する措置であつてその者が講じたもの及び講じようとするものを、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【施行規則】

(特定動物による侵害の発生時の届出)

第四条 条例第十七条第二項の規定による届出は、特定動物による侵害発生届出書（別記第三号様式）によるものとする。

東京都

【条例】

(特定動物等の飼い主の遵守事項)

第十条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第七号)別表に規定する動物(以下「特定動物」という。)及び人の生命若しくは身体に危害を加えたことのある犬又は人に感染するおそれ

のある有害な病原体に汚染されている動物(以下「特定動物等」という。)の飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物等の行動に常に注意を払うとともに、定期的に施設等を点検すること。
- 二 地震、火災等の非常災害時における特定動物等を逸走させないための対策を講じておくこと。

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第十七条 法第二十六条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、法施行規則第十五条の申請書に、規則で定める施設の基準を満たすことを証する書類を添えて、特定動物の種類ごとに知事に申請しなければならない。

2 法施行規則第十四条の許可の有効期間は、規則で定める。

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、法施行規則第十八条第一項の申請書に、規則で定める施設の基準を満たすことを証する書類を添えて、特定動物の種類ごとに知事に申請しなければならない。

(許可の要件)

第十九条 知事は、第十七条及び前条の許可の申請が、法第二十七条第一項各号及び規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

一 申請者が、次のイ及びロに掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人

ロ 旅行による長期間不在等のため、特定動物を適正に飼養し、又は保管することができないと明らかに認められる者

二 自ら飼養又は保管をしない場合は、前号イ及びロに掲げる事項のいずれにも該当しない者をして飼養又は保管をさせるものであること。

(許可の取消し)

第二十条 知事は、特定動物を飼養し、又は保管する者が、法第二十九条各号に掲げるもののほか、前条に規定する許可の要件を満たさなくなった場合は、当該許可を取り消すことができる。

(緊急時の措置)

第二十八条 飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物等が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等を捕獲するなど、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があった場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

【施行規則】

(特定動物の施設基準)

第七条 条例第十七条第一項の規則で定めるものは、別表第一の施設の基準とする。

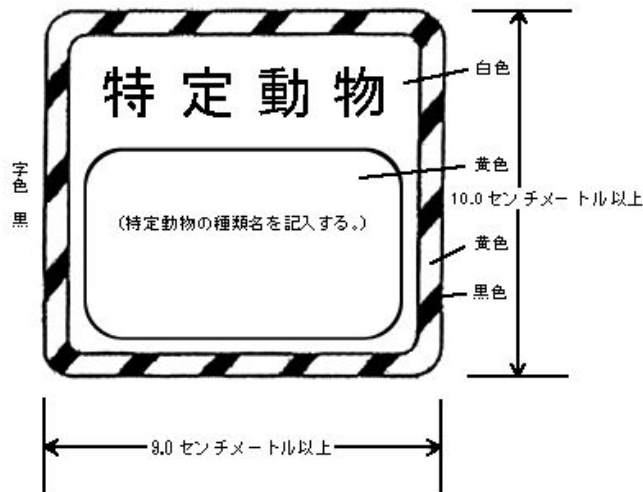
※注：別表第1は巻末に添付

(標識)

第八条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「法施行規則」という。)第二十条第三号及び第四号の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成十八年環境省告示第二十二号)第三条第三号の規定により掲出する標識は、別記第五号様式のとおりとする。

(平二八規則七一・一部改正)

第5号様式(第8条関係)



神奈川県

【条例】

(収容した野犬等の取扱い)

第13条 知事は、前条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼養者の知れているものについてはその犬の飼養者に引き取るべき旨を通知し、飼養者の知れていないものについてはその旨を、規則で定めるところにより、2日間公示しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日までにその犬を引き取らなければならない。

3 知事は、犬の飼養者が第1項に規定する公示の期間の満了の日の翌日又は前項に規定する期日までに引き取らないときは、その犬を処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期日までに引き取ることができない飼養者が、その旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前3項の規定は、法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により

収容した犬、猫等の動物、第 10 条第 3 項の規定により引き取った規則で定める動物並びに第 16 条第 2 項の規定により捕獲した特定動物等について準用する。

一部改正〔平成 12 年条例 80 号・18 年 26 号・25 年 95 号〕

(動物の譲渡)

第 15 条 知事は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬及び猫、法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬、猫等の動物、第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定により引き取った規則で定める動物、第 12 条第 1 項の規定により収容した野犬等並びに次条第 2 項の規定により捕獲した特定動物等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養し、又は保管することができると認められる者に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。

追加〔平成 12 年条例 80 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 26 号・25 年 95 号〕

第 5 章 緊急時の措置

全部改正〔平成 12 年条例 80 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 26 号〕

(緊急時の措置)

第 16 条 飼養者は、その飼養する特定動物又は人に感染するおそれのある病原体に汚染され、若しくは感染している動物（以下「特定動物等」という。）が施設から逸走したときは、直ちに、知事その他関係機関に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物等を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があつた場合又は飼養者が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合において、人の生命、身体又は財産に対する侵害が差し迫っていると認めるときは、当該職員をして当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

全部改正〔平成 12 年条例 80 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 26 号・25 年 95 号〕

(事故届)

第 17 条 犬又は特定動物の飼養者は、その犬又は特定動物が人の生命、身体又は財産に対し害を加えたことを知ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔平成 12 年条例 80 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 26 号・25 年 95 号〕

【施行規則】

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第 8 条 省令第 14 条の規定により知事が定める許可の有効期間は、特定動物の種類にかかわらず、5 年間とする。

全部改正〔平成 18 年規則 86 号〕、一部改正〔平成 25 年規則 69 号〕

(特定動物の飼養又は保管の許可の申請)

第 9 条 省令第 15 条第 3 項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 施設の配置図

(2) 条例第 16 条第 1 項に規定する緊急時の措置方法を記載した書類

(3)ナミヘビ科(蛇毒を有するものに限る。次条第1号において同じ。)、コブラ科、クサリヘビ科又はドクトカゲ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合にあつては、当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

(4)特定動物の生年月又は年齢及び性別を記載した書類

(5)特定動物の飼養若しくは保管を廃止し、又は特定動物が死亡したときの当該特定動物又はその死体の処分方法を記載した書類

(6)特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類

全部改正〔平成18年規則86号〕、一部改正〔平成25年規則69号〕

(特定動物の飼養又は保管の変更の許可)

第10条 省令第18条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科又はドクトカゲ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合で、当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を変更する場合にあつては、前条第3号に掲げる書類

(2)飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の生年月又は年齢及び性別を記載した書類

(3)飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類

(4)変更の理由を記載した書類

全部改正〔平成18年規則86号〕、一部改正〔平成25年規則69号〕

新潟県

【条例】

(事故届等)

第16条 特定動物又は犬の飼い主は、当該動物が人に危害を加えた場合には、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、飼い犬が人に危害を加えた場合には、直ちにその犬を獣医師に検診させなければならない。

3 特定動物又は犬の飼い主は、当該動物が飼養施設から脱出した場合には、直ちに知事にその旨を報告するとともに、自ら搜索し、その収容に努めなければならない。

4 特定動物又は犬に危害を加えられた者は、知事にその旨を届け出るものとする。

(昭54条例33・旧第10条線下・一部改正)

【施行規則】

(立入調査を行う職員の指定)

第18条 知事は、条例第18条第1項の規定による立入調査のうち特定動物に係るものを行わせる場合は、動物愛護監視員である職員を指定するものとする。

(平18規則59・旧第17条の2線下)

富山県

【条例】

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、並びに動物による迷惑を防止するとともに、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(平13条例17・全改、平18条例15・一部改正)

(緊急時の措置)

第5条 特定動物を飼養し、又は保管する者(以下「飼養者」という。)は、地震、火災等の災害により特定飼養施設が損傷するおそれがあるとき、又は損傷したときは、直ちに、特定動物の逸走を防止する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 飼養者は、特定動物が特定飼養施設から逸走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 飼養者は、あらかじめ、前2項の事態に備え、前2項の規定により講ずべき措置を定めておくとともに、非常用器材を整備しておかなければならない。

4 知事は、あらかじめ、第2項の通報に対して講ずべき措置を定めておかなければならない。

(平18条例15・旧第11条繰上・一部改正)

(事故発生時の措置)

第6条 飼養者は、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、応急の措置を講じ、かつ、遅滞なく、その害を加えた日時、場所及び特定動物の種類並びに被害の程度を知事に届け出なければならない。

(平18条例15・旧第12条繰上・一部改正)

福井県

【条例】

(特定動物が逸走した場合の措置)

第十四条 法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者(以下「特定動物飼養者」という。)は、その飼養する特定動物(法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。以下同じ。)が逸走したときは、直ちに、知事にその旨を通報するとともに、付近の住民への周知その他の人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、特定動物飼養者が飼養する特定動物が逸走した場合において、当該特定動物による人の生命または身体に対する侵害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、その職員に当該特定動物を収容させ、または殺処分させることができる。

3 第十条第二項および第三項の規定は前項の規定により特定動物を収容する場合について、同条第二項および第三項ならびに第十一条第一項後段の規定は前項の規定により特定動物を殺処分する場合について準用する。

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちに、適切な応急の措置および再発を防止するための措置を講ずるとともに、当該被害の状況およびその講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項に規定する措置を講ずるとともに、直ちに、その旨の知事への届出をし、および狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(報告および検査)

第十六条 知事は、第八条、第九条および第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の飼養の方法その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第十条第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【施行規則】

(事故発生時の届出)

第五条 条例第十五条第一項の規定による届出は、特定動物事故発生届出書(様式第二号)によりするものとする。

2 条例第十五条第二項の規定による届出は、飼い犬こう傷事故発生届出書(様式第三号)によりするものとする。

山梨県

【条例】

(緊急時の措置)

第二十一条 特定動物の飼い主は、特定動物が逸走したときは、直ちに警察官又は規則で定める職員にその旨を通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定動物が逸走していることを発見した者は、警察官又は規則で定める職員にその旨を通報するよう努めなければならない。

(平一八条例一八・旧第三十七条繰上・一部改正)

(事故発生時の措置)

第二十二條 犬又は特定動物の飼い主は、当該犬又は特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について知事に届け出なければならない。

2 犬にかまれた者は、規則で定める職員にその旨を通報するよう努めなければならない。

【施行規則】

(緊急時等の通報を受ける職員)

第十一條 条例第二十一條第一項及び第二項並びに第二十二條第二項の規則で定める職員は、保健福祉事務所において動物の愛護及び管理に関する事務に従事する職員とする。

(平一八規則一・一部改正、平一八規則一七・旧第二十一條繰上・一部改正)

(事故届)

第十二條 条例第二十二條第一項の規定による届出は、犬(特定動物)による事故届(第五号様式)により行わなければならない。

(平一八規則一七・旧第二十二條繰上・一部改正)

長野県

【条例】

(逸走時の措置)

第 17 條 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに、知事その他関係行政機関にその旨を通報するとともに、当該特定動物の搜索、捕獲その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故時の措置)

第 18 條 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、遅滞なく、発生した事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、飼い犬が人をかんだ場合における当該飼い犬の飼い主について準用する。この場合において、当該飼い主は、同項の規定による届出をした後遅滞なく、当該飼い犬の狂犬病の疑いの有無について知事が指定する獣医師に検診させなければならない。

(災害時の措置)

第 19 條 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生した場合においてその所有し、又は占有する特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置を定め、これらの災害が発生したときは、直ちに、当該措置を実施しなければならない。

【施行規則】

(事故届出書)

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定動物事故届出書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項において準用する同条第1項の規定による届出は、飼い犬咬こう傷事故届出書(様式第6号)により行うものとする。

岐阜県

【条例】

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第十条 特定動物の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 非常用の器材を常に使用できるように整備しておくこと。
- 二 地震、火災その他の災害の場合における特定動物の逸走の防止その他の緊急措置を定めておくこと。
- 三 その他特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養すること。

(緊急時の措置)

第十三条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、当該特定動物を捕獲する等必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、第十条第二号の緊急措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

第十四条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、その犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。

3 前項の犬の飼い主は、その飼養する犬に口輪をつける等人の生命又は身体に害を加えないよう必要な措置をとるとともに、かんだ日から二週間監視し、その犬に異常があったときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

【施行規則】

(事故届出書)

第八条 条例第十四条第一項の規定による届出は、特定動物による事故にあつては特定動物事故届出書(別記第二号様式)、犬による事故にあつては飼い犬事故届出書(別記第三号様式)により行うものとする。

静岡県

【条例】

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第 14 条 特定動物の飼い主(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の区域内に施設の設置場所を有するものを除く。以下この章において同じ。)は、第 8 条各号に掲げる事項を遵守するとともに、その飼養等をする特定動物が逃走した場合又は地震、火災等の災害が発生した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておかなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに、特定動物の逃走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。

3 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物が逃走したときは、直ちに、その旨を警察官及び規則で定める当該職員に通報しなければならない。

4 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、速やかに、その旨を知事及び警察官に届け出なければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 26 号〕)

(措置命令)

第 15 条 知事は、特定動物の飼い主が前条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反したと認める場合又は同条第 3 項の規定による通報若しくは同条第 4 項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(追加〔平成 18 年条例 26 号〕)

(報告及び調査)

第 16 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定動物の飼い主に対し必要な報告を求め、又はその職員に、施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求のあるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 26 号〕)

【施行規則】

(緊急時の通報先)

第 4 条 条例第 14 条第 3 項の規則で定める当該職員は、保健所又は健康福祉部生活衛生局衛生課に勤務する職員とする。

(一部改正 [昭和 60 年規則 16 号・平成 3 年 30 号・9 年 20 号・11 年 28 号・12 年 131 号・14 年 21 号・18 年 11 号・19 年 29 号・22 年 18 号])

(事故の届出)

第 5 条 条例第 14 条第 4 項の規定による届出は、様式第 3 号による事故届によってしなければならない。

(一部改正 [平成 11 年規則 28 号・12 年 131 号・18 年 11 号])

愛知県

【条例】

第三章 特定動物の飼い主の遵守事項等

全部改正・一部改正 [平成一八年条例三〇号]

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第六条 特定動物の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物の習性、生理及び生態を理解し、適正に飼養し、又は保管すること。
- 二 特定動物の捕獲用器材を備え、常に使えるように整備しておくこと。
- 三 特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように必要な措置を講じておくこと。

一部改正 [平成一八年条例三〇号]

(逃走時の措置)

第七条 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設等から逃走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

一部改正 [平成一八年条例三〇号]

(事故の届出)

第八条 特定動物の飼い主は、特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、その事実を知ったときから二十四時間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正 [平成一八年条例三〇号]

(適用除外)

第九条 この章の規定は、名古屋市の区域については、適用しない。

一部改正 [平成一五年条例三五号・一八年三〇号]

【規則】

(第一種動物取扱業登録申請書の添付書類)

第三条 法第十条第二項に規定する申請書には、省令第二条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定動物の飼養又は保管を行う場合にあっては、当該特定動物に係る省令第十五条第五項に規定する許可証の写し

(第 3 条以下略)

全部改正 [平成一八年規則二〇号]、一部改正 [平成二五年規則四〇号]

(第一種動物取扱業変更届出書の添付書類)

第六条 法第十四条第二項の規定による届出が新たに特定動物の飼養又は保管を行うことに伴う変更に係るものであるときは、省令第五条第三項に規定する届出書には、同条第五項に規定する書類のほか、当該特定動物に係る省令第十五条第五項に規定する許可証の写しを添付しなければならない。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四〇号〕

(第二種動物取扱業届出書の添付書類)

第六条の二 法第二十四条の二の規定による届出が特定動物の飼養又は保管を伴うものであるときは、省令第十条の六第一項に規定する届出書には、同条第二項に規定する書類のほか、当該特定動物に係る省令第十五条第五項に規定する許可証の写しを添付しなければならない。

追加〔平成二五年規則四〇号〕

(第二種動物取扱業変更届出書の添付書類)

第六条の三 法第二十四条の三第一項の規定による届出が新たに特定動物の飼養又は保管を行うことに伴う変更に係るものであるときは、省令第十条の七第一項に規定する届出書には、当該特定動物に係る省令第十五条第五項に規定する許可証の写しを添付しなければならない。

追加〔平成二五年規則四〇号〕

第三章 特定動物の飼養又は保管の許可等

(許可の有効期間)

第七条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、三年とする。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕

(特定動物飼養・保管許可申請書の添付書類)

第八条 法第二十六条第二項に規定する申請書には、省令第十五条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定動物の入手先を明らかにする書類

二 当該申請に係る特定飼養施設と同一敷地内に他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設がある場合（当該申請と他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可の申請とを同時に行う場合において、当該申請に係る特定飼養施設と同一敷地内に他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設があることとなるときを含む。）にあつては、それらの特定飼養施設の配置図

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕

(許可証の亡失の届出の書面の様式)

第九条 省令第十五条第八項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書面の様式は、特定動物飼養・保管許可証亡失届出書（様式第三）のとおりとする。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四〇号〕

(許可証の返納)

第十条 省令第十五条第九項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納は、特定動物飼養・保管許可証返納届（様式第四）によりしなければならない。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四〇号〕

(特定動物飼養・保管変更許可申請書の添付書類)

第十一条 省令第十八条第一項に規定する申請書(法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)には、当該申請に係る特定飼養施設と同一敷地内に他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設がある場合にあつては、それらの特定飼養施設の配置図を添付しなければならない。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕

(特定動物の事故の届出)

第十二条 条例第八条の規定による届出は、特定動物事故届(様式第五)によりしなければならない。

全部改正〔平成一八年規則二〇号〕

三重県

【条例】※手数料・経過措置のみなので割愛。

滋賀県

【条例】

(緊急時の措置)

第10条 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちに知事および警察署長に通報するとともに、付近の住民への周知、当該特定動物の収容その他の人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、特定動物が飼養施設から逸走した場合において、人の生命、身体または財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員に、当該特定動物を捕獲し、または殺処分させることができる。

3 知事は、前項の規定による捕獲を行うため、その指定する者に当該捕獲の業務の一部を行わせることができる。

4 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害に際してとるべき緊急措置を定め、災害が発生したときは、当該緊急措置を直ちに実施し、特定動物による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止しなければならない。

一部改正〔平成18年条例35号〕

(事故発生時の措置)

第11条 特定動物または犬の飼い主は、飼養する特定動物または飼い犬が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、飼い犬が人をかんだときは、飼い主は、狂犬病の疑いの有無について、直ちに獣医師に当該飼い犬を検診させなければならない。

3 飼い主は、前項の規定による検診の結果が判明したときは、速やかにその結果を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成 18 年条例 35 号〕

【施行規則】

(事故発生時の届出等)

第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、特定動物にあつては特定動物事故届出書（別記様式第 6 号）に、飼い犬にあつては飼い犬事故届出書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

2 条例第 11 条第 3 項の規定による届出は、検診の結果を証する書類を添えてしなければならない。

一部改正〔平成 18 年規則 65 号〕

(特定動物の飼養許可の有効期間)

第 10 条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 14 条に規定する知事の定める期間は、5 年とする。

追加〔平成 18 年規則 65 号〕

京都府

【条例】

(特定動物の所有者等の遵守事項)

第 6 条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）の所有者等は、その所有し、又は占有する特定動物（以下「飼養特定動物」という。）が逸走した場合の捕獲手段を確保しておかなければならない。

2 特定動物の所有者等は、飼養特定動物を、他人に迷惑を及ぼし、又は嫌悪の情を抱かせないように飼養しなければならない。

(平 12 条例 41・旧第 7 条繰下・一部改正、平 18 条例 22・旧第 11 条繰上・一部改正)

(侵害防止の措置)

第 7 条 特定動物の所有者等は、飼養特定動物が逸走したとき又は人の生命若しくは身体に危害を加えたときは、直ちに、その旨を知事及び警察署長（飼養特定動物が逸走し、又は危害を加えた場所を管轄する警察署長をいう。）に通報するとともに、飼養特定動物を捕獲する等必要な措置をとらなければならない。

(平 12 条例 41・全改、平 18 条例 22・旧第 12 条繰上)

【施行規則】

(許可の有効期間)

第 10 条 省令第 14 条に規定する特定動物の許可有効期間は、5 年とする。

(平 18 規則 30・追加)

大阪府

【条例】

(特定動物の飼養者の遵守事項)

第五条 特定動物の飼養者は、その飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用することが

できるように整備しておかなければならない。

2 飼養者は、その飼養する特定動物が逸走したときは、直ちに、知事及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、適切な救急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置をとらなければならない。

(平一八条例四三・平二五条例五七・一部改正)

第四章 特定動物の飼養又は保管等

(平一八条例四三・全改、平二六条例八〇・旧第三章繰下)

(飼えなくなった特定動物の処理)

第八条 法第二十六条第一項の許可に係る特定動物の所有者は、当該特定動物を飼えなくなった場合は、その責任において適正にこれを処理しなければならない。ただし、知事は、所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないことについて規則で定めるやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定動物を引き取ることができる。

2 前項ただし書の規定による引取りを求めようとする所有者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、同項に規定する所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

(平一八条例四三・全改、平二六条例八〇・旧第七条繰下)

(指導及び勧告)

第九条 知事は、特定動物の飼養者に対し、その特定動物の飼養について必要な指導又は勧告をすることができる。

(平一八条例四三・全改、平二六条例八〇・旧第八条繰下)

(引取り等をした動物に対する治療等)

第十二条 知事は、第八条第一項ただし書の規定により引き取った特定動物、第十条の規定により引き取った動物、前条の規定により抑留した飼い犬若しくは法第三十五条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬若しくは猫で疾病にかかり、若しくは負傷したもの等又は法第三十六条第二項の規定により収容した犬、猫等の動物について、治療その他必要な処置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する動物が同項の治療その他必要な処置を講じても回復等の見込みがないと認めるときは、当該動物を処分することができる。

(平一八条例四三・旧第二十九条繰上・全改、平二五条例五七・一部改正、平二六条例八〇・旧第十一条繰下・一部改正)

第六章 手数料

(平一八条例四三・旧第六章繰上、平二六条例八〇・旧第五章繰下)

第十七条 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「令」という。)及びこの条例に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区分	金額
一	第八条第一項ただし書の規定による特定動物の引取りを求めようとする者	一頭、一匹又は一羽につき三一、五〇〇円

※表の項二以下略。

【規則】

第五章 特定動物の飼養又は保管等

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第十条 令第十四条の知事が定める許可の有効期間は、五年とする。ただし、興行等のため、一定期間(五年に満たない期間に限る。)特定動物の飼養又は保管を行うときは、その期間とする。

(平一八規則一〇一・追加、平二六規則九〇・旧第九条繰下一部改正)

(飼えなくなった特定動物の引取り)

第十一条 条例第八条第一項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、同項に規定する所有者が次の各号のいずれかに該当することとなったことにより特定動物を引き続き所有することができず、当該特定動物について譲渡しその他の適正な処理を行うことができない場合であって、当該特定動物を引き取らないことにより府民の安全を損なうおそれがあると認められるときであることとする。

一 相続により特定動物を取得した場合

二 海外へ移住する場合

三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による扶助を受けた場合又はこれに準ずる状況に至ったものと知事が認める場合

2 条例第八条第二項の規定による申請は、特定動物引取申請書(様式第四号)を提出することにより行わなければならない。

(平一八規則一〇一・旧第二十八条繰上・一部改正、平二三規則四・一部改正、平二六規則九〇・旧第十条繰下・一部改正)

兵庫県

【条例】

(特定動物の所有者等の遵守事項)

第13条 特定動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他講ずべき緊急措置を定めておくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等に害を加えないようにすること。

(事故発生時の措置)

第15条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について速やかに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 特定動物の所有者等は、当該特定動物が施設から逃走したときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命等に害を加えないように必要な措置を講じなければならない。

2 特定動物の所有者等は、地震、火災等の災害が発生したときは、第13条第1号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならない。

(管理責任者の設置等)

第32条 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定動物又は当該届出に係る実験動物を適正に飼養し、又は保管するために、規則で定めるところにより、管理責任者を置かなければならない。ただし、法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者が自ら管理責任者となる場合は、この限りでない。

2 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、管理責任者を置き、又は自ら管理責任者となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも、また同様とする。

3 管理責任者は、規則で定める動物の適正な飼養及び保管に関する講習会を受けるように努めなければならない。

(標識等の掲示)

第33条 飼い犬の所有者等又は法第26条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

2 第25条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、第26条の規定により交付を受けた届出済証を掲示しなければならない。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第34条第2項の規定による措置命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による届出(特定動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、

又は虚偽の届出をした者

(2) 第 16 条第 1 項の規定による通報を怠った者

(3) 第 25 条第 1 項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 25 条第 4 項の規定による届出（氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものを除く。以下この号において同じ。）を怠り、又は虚偽の届出をした者

(5) 第 34 条第 1 項の規定による措置命令に従わなかった者

(6) 第 35 条第 1 項の規定による報告（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）を怠り、又は虚偽の報告をした者

(7) 第 35 条第 2 項の規定による立入調査（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。）に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 15 条第 1 項の規定による届出（特定動物に係るものを除く。以下この号において同じ。）を怠り、又は虚偽の届出をした者

(3) 第 35 条第 1 項の規定による報告（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。以下この号において同じ。）を怠り、又は虚偽の報告をした者

(4) 第 35 条第 2 項の規定による立入調査（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問（特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。）に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

全部改正〔平成 12 年条例 53 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 18 号〕

（両罰規定）

第 40 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

一部改正〔平成 12 年条例 53 号〕

【規則】

（事故の届出）

第 5 条 条例第 15 条の規定による届出は、飼い犬の所有者等にあつては飼い犬事故届（様式第 1 号）により、特定動物の所有者等にあつては次に掲げる事項を、文書、電話又は口頭により行わなければならない。

(1) 届出をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 事故に係る特定動物に関する事項であつて次に掲げるもの

ア 種類、性別及び生年月日又は年齢

イ 特徴

ウ 過去における侵害の有無

(3) 事故の状況に関する事項であつて次に掲げるもの

ア 発生の日時及び場所

イ 発生の原因

ウ 侵害の内容

(4) 被害者に関する事項であつて次に掲げるもの

ア 住所、氏名、性別及び生年月日

イ 被害の程度

(5) 事故後の措置

(標識)

第 25 条 条例第 33 条第 1 項の標識の様式は、飼い犬の場合にあつては様式第 16 号のとおりとし、特定動物にあつては様式第 17 号のとおりとする。

(標識等の掲示の方法)

第 26 条 条例第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による標識又は届出済証の掲示は、動物を飼養し、又は保管する場所の出入口等で、人の見やすい箇所において行わなければならない。

奈良県

【条例】

(飼い主の遵守事項)

第四条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 適正にえさ及び水を与えること。

二 疾病の予防等健康管理を行うこと。

三 適正に飼養施設を設けること。

四 飼養施設内外の汚物等を適正に処理し、常に清潔を保つこと。

五 公共の場所又は飼い主以外の者の土地その他の物件を汚し、又は損傷させないこと。

六 異常な鳴き声、臭気、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

七 哺乳類に属する動物の離乳前の譲渡は行わないこと。

八 逃走した場合は、捜索し、収容すること。

(平一八条例四三・旧第五条繰上)

(特定動物を飼養する者の遵守事項)

第六条 特定動物を飼養する者は、その飼養する動物について、第四条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 飼養施設を法第二十七条第一項第一号に掲げる基準に常に適合するように維持するとともに、飼養施設を定期的に点検すること。

二 特定動物を捕獲するための器材を備え、かつ、常に使用できるようにこれを整備しておくこと。

三 地震、火災その他の災害における特定動物の逃走を防止する方法その他必要な緊急措置を定めておく

こと。

四 前三号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等を侵害しないように飼養すること。

(平一八条例四三・旧第三十二条繰上・一部改正)

第四章 緊急時等の措置

(緊急時の措置)

第十二条 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逃走したときは、直ちにその旨を保健所及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃走しないようにすること等により、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならない。

(平一八条例四三・旧第三十八条繰上)

(事故発生時の措置)

第十三条 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、当該犬が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一八条例四三・旧第三十九条繰上)

【施行規則】

(事故発生時の届出)

第五条 条例第十三条第一項の規定による届出は、特定動物事故届(第二号様式)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第十三条第二項の規定による届出は、飼い犬事故届(第三号様式)を提出することにより行わなければならない。

(平一八規則六・旧第二十三条繰上・一部改正)

和歌山県

【条例】

(動物の所有者等の遵守事項)

第7条 動物の所有者等は、当該動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 動物の疾病予防等を行うこと。
- (3) 離乳前の動物をみだりに譲渡しないこと。
- (4) 動物の種類、習性、飼養数、飼養目的等を考慮した施設を必要に応じて設けること。
- (5) 動物を飼養する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び収容するよう努めること。
- (7) 動物が公園、道路その他の公共の場所又は他人の土地、建物等を汚し、又は損壊しないようにする

こと。

(8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。

(特定動物の所有者等の遵守事項)

第 10 条 特定動物の所有者等は、当該特定動物について、第 7 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲用の器材等を備え、常に使用できるように整備しておくこと。
- (2) 地震、火災等の災害の場合における特定動物の逸走防止その他とるべき緊急措置を定めておくこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等に害を加えないようにすること。

(平 18 条例 25・一部改正)

第 2 節 事故発生時の措置等

(事故発生時の措置)

第 11 条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、遅滞なく、狂犬病の疑いの有無について当該飼い犬を獣医師に検診させ、規則で定めるところにより、その結果を知事に届け出なければならない。

(平 18 条例 25・旧第 12 条繰上)

(緊急時の措置)

第 12 条 特定動物の所有者等は、当該特定動物が施設から逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命等に害を加えないように必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の所有者等は、地震、火災等の災害が発生したときは、第 10 条第 2 号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、当該特定動物が人の生命等に害を加えないようにしなければならない。

(平 18 条例 25・旧第 13 条繰上)

(標識等の掲示)

第 19 条 飼い犬の所有者等又は法第 26 条第 1 項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養している旨の標識を、施設の設置場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(平 12 条例 77・一部改正、平 18 条例 25・旧第 27 条繰上・一部改正、平 25 条例 39・一部改正)

(措置命令)

第 20 条 知事は、飼い犬又は特定動物が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、当該飼い犬又は当該特定動物について、次に掲げる措置をとることを命ずることができる。

- (1) 施設を設置し、又は改善すること。
- (2) 鎖等でつなぎ、又は施設内で飼養すること。
- (3) 口輪を着けること。

(4) 殺処分すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、飼い犬が人の生命等に害を加えないようにするために必要な措置

(平 18 条例 25・旧第 28 条繰上・一部改正)

【施行規則】

(事故の届出等)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項の規定により届け出る事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(中略)

(3) 特定動物による事故の場合にあっては、当該特定動物に係る次に掲げる事項

ア 飼養許可番号及び飼養許可年月日

イ 毛色又は体色

ウ 前号ア、エ及びオに掲げる事項

(4) 事故の発生の日時、場所及び原因並びに加害の部位及び程度

(5) 被害者の氏名、年齢、性別及び住所

(6) 所有者の氏名、住所及び電話番号

(7) 事故発生後の措置等

2 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、飼い犬の所有者等にあっては飼い犬事故届出書(別記第 1 号様式)により、特定動物の所有者等にあっては特定動物事故届出書(別記第 2 号様式)により行わなければならない。

(以下略)

(平 12 規則 187・旧第 4 条繰上、平 18 規則 61・旧第 3 条繰上・一部改正、平 25 規則 32・一部改正)

(特定動物の飼養の許可の有効期間)

第 3 条 省令第 14 条に規定する知事の定める有効期間は、5 年以内とする。

(平 18 規則 61・追加)

鳥取県

【条例】

(動物の飼い主の遵守事項)

第 7 条 飼い主は、その飼育する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適正にえさ及び水を与えること。

(2) 適正に飼育することができる飼育施設を設けること。

(3) 疾病の予防等の健康管理を行うこと。

(4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと。

(5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

(6) 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚染し、又は損傷させないこと。

(7) 逃げ出した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容に努めること

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第 8 条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておかなければならない。

(平 18 条例 28 ・ 一部改正)

(緊急時の措置)

第 16 条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の鳥取県総合事務所等設置条例(平成 15 年鳥取県条例第 40 号)第 2 条の規定により設置された総合事務所、同条例第 5 条の規定により設置された生活環境事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃げ出さないようにすること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

3 知事は、特定動物が飼育施設から逃げ出した場合において、人の生命又は身体に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を収容し、又は殺処分することができる。

(平 18 条例 20 ・ 一部改正、平 18 条例 28 ・ 旧第 22 条繰上、平 25 条例 16 ・ 一部改正)

(事故発生時の措置)

第 17 条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼育する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、規則で定めるところにより、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼育する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(平 18 条例 28 ・ 旧第 23 条繰上)

(措置命令)

第 18 条 知事は、特定動物の飼い主が第 8 条又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(以下略)

【施行規則】

(許可の有効期間)

第 2 条 省令第 14 条に規定する法第 26 条第 1 項本文の許可の有効期間は、すべての特定動物(同項本文に規定する特定動物をいう。以下同じ。)の種類において許可の日から 5 年とする。

(平 18 規則 65 ・ 一部改正)

(特定動物の許可等の通知)

第 3 条 知事は、法第 26 条第 1 項本文の規定による許可若しくは法第 29 条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第 13 条第 10 号の規定による通知、省令第 16 条第 1 項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成 18 年環境省告示第 22 号)第 3 条第 2 号イただし書若し

くは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。

(平 18 規則 65・平 26 規則 56・一部改正)

(事故発生時の届出)

第 13 条 条例第 17 条第 1 項の規定による事故発生時の届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第 6 号の事故届を、犬の飼い主にあつては様式第 7 号の事故届を提出してしなければならない。

(平 18 規則 65・旧第 18 条繰上・一部改正)

島根県

【条例】

第 3 章 特定動物の飼養の許可

(特定動物の飼養の許可等の申請)

第 8 条 法第 26 条第 1 項の規定に基づき知事の許可を受けようとする者又は法第 28 条第 1 項の規定に基づき知事の変更の許可を受けようとする者は、法第 26 条第 2 項又は第 28 条第 1 項の規定によるほか、規則で定めるところによらなければならない。

(許可の基準)

第 9 条 法第 26 条第 1 項の規定に基づく知事の許可は、法第 27 条第 1 項第 1 号に規定する基準のほか、規則で定める基準(以下「規則基準」という。)によらなければならない。この場合において、法第 28 条及び第 29 条の規定の適用については、法第 28 条第 1 項中「同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号まで」とあるのは「同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号まで及び規則基準」と、法第 28 条第 3 項中「又は第 26 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき」とあるのは「第 26 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は規則で定める軽微な変更があつたとき」と、法第 29 条第 2 号中「第 27 条第 1 項第 1 号に規定する基準」とあるのは「第 27 条第 1 項第 1 号に規定する基準及び規則基準」とする。

(平 25 条例 26・一部改正)

(許可の有効期間)

第 10 条 法第 26 条第 1 項の許可の期間は、当該許可のあつた日から起算して 5 年とする。

(公安委員会への通知)

第 11 条 知事は、法第 26 条第 1 項の許可をしたときは、公安委員会にその旨を通知するものとする。

(収容した動物の飼い主への通知)

第 14 条 知事は、法第 36 条第 2 項の規定により負傷した犬、ねこ等の動物を収容したとき、前条第 1 項の規定により犬を収容したとき、又は第 18 条第 4 項の規定により特定動物を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては、その飼い主にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

(公示及び市町村長への通知)

第 15 条 知事は、法第 35 条第 2 項の規定により犬又はねこを引き取ったとき、法第 36 条第 2 項の規定により負傷した犬、ねこ等の動物を収容したとき、第 13 条第 1 項の規定により犬を収容したとき、又は第 18 条第 4 項の規定により特定動物を収容したときは、飼い主が判明していないものにあつては、規則で定めるところによりその旨を 7 日間公示し、及び当該動物が保護され、又は捕獲された場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物が飼い主が遺棄したと認められるもの又は保健所での保管が困難であると認められるもので、公示をしないで処分し、又は譲渡することが適当と知事が認めるときは、これを公示し、又は市町村長に通知しないことができる。

第 5 章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第 18 条 特定動物の飼い主は、緊急時に備えて次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 飼養する特定動物の捕獲用の器材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。

(2) 災害が発生した場合における特定動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置を定めておくこと。

2 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逸走したとき、又は特定動物を飼養施設の外に出している場合であつて当該特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を所轄の保健所及び警察官に通報するとともに、その周辺の地域の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を執らなければならない。

3 特定動物の飼い主は、災害が発生したときは、第 1 項第 2 号に規定する措置を実施し、及び特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

4 知事は、特定動物が逸走した場合で人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又はこれらに対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を捕獲し、収容し、又は処分することができる。

5 知事は、前項の規定により特定動物を捕獲し、収容し、又は処分したときは、その費用を当該特定動物の飼い主に請求することができる。

(措置命令)

第 20 条 知事は、法第 32 条の規定によるもののほか、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 特定動物を捕獲し、収容し、又は処分すること。

(2) 特定動物の展示を中止すること。

(3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(以下略)

(事故発生時の措置)

第 21 条 犬又は特定動物の飼い主は、その犬又は特定動物が人の生命又は身体を侵害したときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するために必要な措置を執らなければならない。この場合に

においては、発生した事故及びその後の措置について、遅滞なく、保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、その実情を調査し、必要に応じて当該飼い主に対し、その犬又は特定動物を獣医師に検診させる等の措置を執ることを命じなければならない。

【施行規則】

(許可の基準)

第4条 条例第9条の規則で定める基準は、別表第1に定める特定動物の区分ごとに、別表第2のとおりとする。

(収容された犬等の返還の申請)

第6条 法第35条第1項本文若しくは第3項の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物、条例第13条第1項の規定により収容した犬又は条例第18条第4項の規定により収容した特定動物の返還を求める者は、犬、猫等の動物返還申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(平25規則54・一部改正)

(事故発生時の届出)

第12条 条例第21条第1項の規定による届出は、犬の飼い主にあつては飼い犬事故届(様式第5号)を、特定動物の飼い主にあつては特定動物事故届(様式第6号)を保健所長に提出して行わなければならない。

別表第1(第4条関係)

(平26規則2・一部改正)

区分	種類	
	科名	種名
1	アテリダエ科	アロウアタ属(ホエザル属)全種 アテレス属(クモザル属)全種 ブラキユテレス属(ウーリークモザル属)全種 ラゴトリクス属(ウーリーモンキー属)全種 オレオナクス・フラヴィカウダ(ヘンディーウーリーモンキー)
	おながぎる科	ケルコケブス属(マンガベイ属)全種 ケルコピテクス属(オナガザル属)全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス(パタスモンキー) ロフォケブス属全種 ニホンザルその他のマカカ属(マカク属)(マカカ・キユクロピス(タイワンザル)、マカカ・ファスキウ ラリス(カニクイザル)及びマカカ・ムラタ(アカゲザル)を除く。) ナサリス・ラルヴァトゥス(テングザル) ピリオコロブス属(アカコロブス属)全種 プレスビュティス属(リーフモンキー属)全種 プロコロブス・ヴェルス(オリーブコロブス) ピュガトリクス属(ドゥクモンキー属)全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種

		シミアス・コンコロール(メンタウエーコバナテングザル) トラキユピテクス属全種
	てながざる科	てながざる科全種
2	おながざる科	マンドリルルス属(マンドリル属)全種 パピオ属(ヒヒ属)全種 テロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ)
3	ひと科	ゴリルラ属(ゴリラ属)全種 パン属(チンパンジー属)全種 ポンゴ属(オランウータン属)全種
4	いぬ科	カニス・アドゥストゥス(ヨコスジジャッカル) カニス・アウレウス(キンイロジャッカル) カニス・ラトランス(コヨーテ) カニス・ルプス(オオカミ)のうちカニス・ルプス・ディンゴ(ディンゴ)及びカニス・ルプス・ファミリアリス(犬)以外のもの カニス・メソメラス(セグロジャッカル) カニス・スイメンシス(アビシニアジャッカル) クリュソキュオン・ブラキュウルス(タテガミオオカミ) クオン・アルピヌス(ドール) リュカオン・ピクトゥス(リカオン)
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
5	くま科	くま科全種
6	ねこ科	カラカル・カラカル(カラカル) カトブマ・テンミンキイ(アジアゴールデンキャット) フェリス・カウス(ジャングルキャット) レオパルドゥス・バルダリス(オセロット) レプタイルルス・セルヴァル(サーバル) リュンクス属(オオヤマネコ属)全種 ネオフェリス・ネプロサ(ウンビョウ) ブリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキャット) プマ属(ピューマ属)のうちジャガランディ
		アキノニクス・ユバトゥス(チーター) パンテラ属(ヒョウ属)のうちライオン及びトラ以外の種 プマ属(ピューマ属)のうちピューマ ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)
8	ねこ科	パンテラ属(ヒョウ属)のうちライオン及びトラ
9	ぞう科	ぞう科全種
	きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)
10	さい科	さい科全種
	かば科	かば科全種
	うし科	ビソン属(バイソン属)全種 スウンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)
11	ひくいどり科	ひくいどり科全種
12	コンドル科	ギンノギユプス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパトキイロコンドル) ヴルトウル・グリユフス(コンドル)
	たか科	アエギユビウス・モナクス(クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス(イヌワシ)

		アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ) アクイラ・スピログステル(モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスイ(コシジロイヌワシ) ギュパエトウス・バルバトウス(ヒゲワシ) ギュプス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ) ギュプス・ルエペルリイ(マダラハゲワシ) ハリアエトウス・アルビキルラ(オジロワシ) ハリアエトウス・レウコケファルス(ハクトウワシ) ハリアエトウス・ペラギクス(オオワシ) ハリアエトウス・ヴォキフェル(サンショクウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ(オウギワシ) ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ(パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンシス(ヒメオウギワシ) ニサエトウス・ニパレンシス(クマタカ) ピテコファガ・イエフェリュイ(フィリピンワシ) ポレマエトウス・ベルリコス(ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス(カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)
13	かみつしがめ科	かみつしがめ科のうちケリユドラ・セルペンティナ(カミツキガメ)以外の種
14	どくとかげ科	どくとかげ科全種
15	おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス(コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ(ハナブトオオトカゲ)
16	にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス(アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス(インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス(アミネシキヘビ) ピュトン・セバエ(アフリカニシキヘビ)
	ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス(オオアナコンダ)
17	なみへび科	ディスフォリドゥス属(ブームスラング属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキュメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルヘビ属)全種
	コブラ科	コブラ科全種
	くさりへび科	くさりへび科のうちプロトボトロプス・ムクロスカマトウス(台湾ハブ)以外の種
18	アリゲーター科	アリゲーター科全種
	クロコダイル科	クロコダイル科全種
	ガビアル科	ガビアル科全種

(注) 種類欄に掲げる種には、亜種を含む。

別表第2(第4条関係)

(平25規則54・一部改正)

1 固定式による飼養施設の基準

区分	形態	主要構造	その他の構造				規模
			出入口		諸設備等		
			2重戸	錠	隔離設備	その他	

			1重戸	内戸	外戸				
別表第1 第1号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 50センチメートル以下	—	内開き戸、上 げ戸又は引 き戸が必要	外開き戸、上 げ戸又は引 き戸が必要	必要。内戸 は2重錠及 び外戸は施 錠ができるこ と並びに施 錠部分に動 物が触れな い構造である こと。	動物に直接 手が触れな いように、人 止め柵等の 設備を設置 すること。	必要に応 じ、動物の 手足が飼養 施設の外に 出ない規格 のひし形金 網を装着す ること。	動物の種 類、数及び 習性に応じ た広さ、高 さ、大きさ等 を有すること。
	金網おり	ひし形金網 線径 4ミリメートル以上 網目 30ミリメートル以下						—	
別表第1 第2号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 50センチメートル以下						必要に応 じ、動物の 手足が飼養 施設の外に 出ない規格 のひし形金 網を装着す ること。	
別表第1 第3号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 22ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 50センチメートル以下				必要。内戸 及び外戸が いずれも2 重錠で、施 錠部分に動 物が触れな い構造である こと。		—	
別表第1 第4号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の 部分は50センチメートル 以下、高さ1メートル以上 の部分は1メートル以下						必要に応 じ、動物の 足が飼養施 設の外に出 ない規格の ひし形金網 を装着する こと。	
	金網おり	溶接金網 線径 5ミリメートル以上 網目 50ミリメートル以下						—	
別表第1 第5号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 19ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の 部分は50センチメートル 以下、高さ1メートル以上 の部分は1メートル以下							
別表第1 第6号 に掲げる 動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上						必要に応 じ、動物の 足が飼養施 設の外に出 ない規格の	

		間隔 高さ1メートル未満の部分は50センチメートル以下、高さ1メートル以上の部分は1メートル以下						ひし形金網を装着すること。	
別表第1第7号に掲げる動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50センチメートル以下、高さ1メートル以上の部分は1メートル以下							
別表第1第8号に掲げる動物	鉄おり	丸鋼 直径 13ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50センチメートル以下、高さ1メートル以上の部分は1メートル以下							
別表第1第9号に掲げる動物	鉄柵	鋼管 厚さ 4.5ミリメートル以上 外径 139ミリメートル以上 間隔 260ミリメートル以下						ぞう科の動物にあっては、直径19ミリメートル以上の鉄製固定用鎖を設置すること。	鉄柵の高さは2.7メートル以上とし、動物の種類、数及び習性に応じた広さを有すること。
別表第1第10号に掲げる動物	鉄柵	鋼管 厚さ 4.2ミリメートル以上 外径 75ミリメートル以上 間隔 300ミリメートル以下						—	鉄柵の高さは2メートル以上とし、動物の種類、数及び習性に応じた広さを有すること。
別表第1第11号に掲げる動物	金網つき鉄柵	鋼管 厚さ 3.2ミリメートル以上 外径 48ミリメートル以上 ひし形金網 線径 4ミリメートル以上 網目 56ミリメートル以下	必要	—	—	必要。施錠部分に動物が触れない構造であること。			
別表第1第12号に掲げる動物	金網おり	ひし形金網 線径 2.6ミリメートル以上 網目 30ミリメートル以下							
別表第1第13号から第16号までに掲げる動物	ガラス、鉄板又は木板の箱	強化ガラス、網入りガラス、合わせガラス 鉄板 厚さ 3ミリメートル以上 木板 厚さ 25ミリメートル以上							動物の種類、数及び習性に応じた広さ、高さ、大きさ等を有すること。

別表第1 第17号 に掲げる 動物			—	必要	必要	内戸及び外 戸に必要		血清を用意 すること。	
別表第1 第18号 に掲げる 動物	金網おり	ひし形金網 線径 4ミリメートル以上 網目 30ミリメートル以下				内戸及び外 戸に必要。施 錠部分に動 物が触れな い構造である こと。		—	
共通事 項	1 住居の出入口、人の多数集合する場所又は道路に面する場所に設置されていないこと(販売又は展示の目的で飼養する場合を除く。) 2 排水孔及び換気孔は、動物の逸走を防止できる構造であること。 3 床面は、原則としてコンクリート造りとする(他の材料を用いる場合は、動物の逸走を防止できる材料及び構造であること。) 4 動物を飼養施設の外から監視することができる構造であること。 5 飼養施設は、土地、建物その他の土地の定着物で堅固なもの又はこれらに附属する工作物に固定されていること。 6 動物とともに同一の部屋に入ることなく、飼料を与えること並びに排水及び汚物を処理することができる構造であること。 7 おり、柵等の材料の接合部は、十分な強度及び耐久性を有すること。 8 形態及び主要構造については、この表に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められるときは、同基準に適合しているものとみなす。								

(注) この表において、「間隔」とは丸鋼等の芯と芯の間隔をいい、「網目」とは一辺の長さをいう。

2 移動式による飼養施設の基準

共通事 項	1 振動、転倒、落下等による衝撃が加えられても、動物が脱出できない構造であること。 2 動物がその鼻、口、足等をおりの外に出し、人に危害を加えることを防止できる構造のものであること。 3 出入口には落とし戸を設け、その戸には2以上の錠があること。ただし、別表第1第12号から第18号までに掲げる動物の飼養施設には、出入口には落とし戸、開き戸又は蓋を設け、及びこれらに施錠ができること。 4 飼料を与えること並びに排水及び汚物を処理することが飼養施設の外から安全にできる構造であること。 5 排水孔及び換気孔は、動物の逸走を防止できる構造であること。 6 動物の種類、数、破壊力及び運動能力に応じ、逸走が防止できるものであること。
----------	---

(注) この基準は、曲芸、移動展示等の興行、販売又は輸送のために飼養する場合に限り、適用することができる。

3 擁壁、堀等を用いる飼養施設(サファリ式の飼養施設を含む。)の基準

共通事 項	1 動物の種類、数、体力、習性等に応じた堅ろうな構造であり、かつ、脱出を防止することができる構造であること。 2 擁壁又は堀の内壁面は、平滑で隙間がないこと。 3 柵を用いる飼養施設にあっては、その柵は外部と隔絶することができる構造であり、かつ、忍び返しその他動物の脱出を防止するために必要な設備が設けられていること。 4 擁壁、堀又は柵の近くには、動物の脱出を助ける樹木、工作物等がないこと。 5 出入口は、動物の種類に応じて別表第2の1の表の基準に準じたものであること。 6 動物を監視できる構造であること。 7 サファリ式の飼養施設にあっては、適当な場所に監視塔その他の動物を監視することができる設備があること。 8 人止め柵その他の飼養施設の態様に応じた危害の防止のために必要な設備が設けられていること。 9 飼養施設の規模は、動物の種類、数、習性等に応じて適正なものであること。
----------	--

(注) 「サファリ式」とは、動物を自然に近い状態で、観客に見学させる形態をいう。

岡山県

【条例】

(緊急時の措置)

第十七条 法第二十六条第一項の特定動物(以下この条において「特定動物」という。)の飼い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、特定動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置を実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(平一八条例二五・旧第二十九条繰上・一部改正)

【告示】「特定動物の飼養及び保管の許可の有効期間」

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第十四条の規定により、特定動物の飼養及び保管の許可の有効期間を次のように定める。

特定動物の飼養及び保管の許可の有効期間は、特定動物の種類にかかわらず、五年とする。

広島県

【条例】

(逸走時の措置)

第七条 特定動物の所有者は、特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちに、その旨を知事及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があつた場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を捕獲し、又は殺処分することができる。

一部改正〔平成一八年条例二一号〕

(事故発生時の措置)

第八条 飼い犬又は特定動物が、人の生命又は身体に害を加えたときは、当該飼い犬又は特定動物の所有者は、その事実を知った時から二十四時間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において飼い犬が人をかんだときは、その飼い犬の所有者は、事故の発生の時から四十八時間以内に、その飼い犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

3 飼い犬の所有者は、前項の規定による検診の結果が判明したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一八年条例二一号〕

【施行規則】

第五条 条例第八条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出ることによって行うものとする。

一 当該動物に関すること。

- イ 種類、年齢、体格、性別、毛色及び特徴
 - ロ 登録番号、注射済票番号及び予防注射年月日（飼い犬に限る。）
 - ハ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項の規定による許可を受けている場合においては、当該許可の番号及びその年月日
 - ニ 事故歴
 - ホ 措置状況
- 二 事故発生の日時、場所及び概要
 - 三 被害者の住所、氏名及び年齢

一部改正〔平成一八年規則五六号〕

徳島県

【条例】

第二節 特定動物の飼養及び保管

（平一八条例二七・改称）

（許可の基準）

第八条 知事は、法第二十七条第一項に規定する基準のほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、法第二十六条第一項の許可をしてはならない。

一 法第二十六条第一項の許可の申請に係る特定飼養施設（同項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）が規則で定める基準に適合しているものであること。

二 特定飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用の機材を備え、常に使用できるように整備していること。

三 地震、火災その他の災害が発生した場合における特定動物の逃走を防止するための措置その他応急の措置が定められていること。

四 コブラその他の蛇毒を有する特定動物（以下「コブラ等」という。）の飼養又は保管をしようとする場合にあっては、そのコブラ等の蛇毒に効力を有する抗毒素血清等の救急医薬品を確保するとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備していること。

2 前項の規定は、法第二十八条第一項の許可について準用する。

（平一八条例二七・追加）

（特定飼養施設の維持）

第九条 特定動物飼養者（法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者をいう。以下同じ。）は、その特定飼養施設を前条第一項第一号の規則で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

（平一八条例二七・旧第十八条繰上・一部改正）

（特定動物に係る標識の掲示）

第十条 特定動物飼養者は、その特定飼養施設の設置場所付近の見やすい箇所に、規則で定める標識を掲示しておかなければならない。

（平一八条例二七・旧第二十条繰上・一部改正）

(飼養等の作業に従事することができなくなる場合等の届出)

第十一条 特定動物飼養者(自らが動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「省令」という。)第十五条第四項第三号の特定動物の管理責任者となっている者に限る。次項において同じ。)は、海外出張、突発事故による入院その他の事情によって二十日以上自ら特定動物の飼養又は保管の作業に従事することができなくなるとき、又は従事することができなくなるおそれが生じたときは、あらかじめ、又は当該事情の発生後速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定動物飼養者は、社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務の発生、突発事故による入院その他のやむを得ない事情によって自ら特定動物の飼養又は保管の作業に従事することができなくなる場合又は従事することができなくなった場合において、特定動物の飼養又は保管の作業に従事することができる者がいないときは、当該作業に従事することができない期間が二十日未満であっても、あらかじめ、又は当該事情の発生後速やかに、その旨を知事に届け出るものとする。

(平一八条例二七・旧第二十一条繰上・一部改正、平二五条例二八・一部改正)

(許可の取消し)

第十二条 知事は、特定動物飼養者が法第二十九条各号のいずれかに該当するときのほか、第八条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったときは、法第二十九条の規定によりその許可を取り消すことができる。

(平一八条例二七・追加)

(緊急時の措置)

第十五条 特定動物の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物が逃走した場合には、直ちに、その旨を知事及び最寄りの警察署に通報するとともに、付近の住民への周知及び当該特定動物の捕獲又は殺処分その他の特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、特定動物が逃走した場合において、当該特定動物が人の生命等に害を加えるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該特定動物を捕獲するために必要な限度において損傷させ、又は殺処分させることができる。

(平一八条例二七・旧第二十六条繰上・一部改正)

(事故発生時の措置)

第十六条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたことを知った場合には、直ちに、その事故の状況を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、犬が人をかんだときは、その飼い主は、遅滞なく、当該犬に獣医師による狂犬病の疑いの有無についての検診を受けさせなければならない。

(平一八条例二七・旧第二十七条繰上・一部改正)

(措置命令)

第十七条 知事は、特定動物が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認めたときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。

一 特定飼養施設を修理し、又は改造すること。

- 二 特定動物を他の特定飼養施設へ移送すること。
- 三 特定動物を殺処分すること。
- 四 その他特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとること。

(以下略)

(平一八条例二七・旧第二十八条繰上・一部改正)

【施行規則】

第一節の二 特定動物の飼養及び保管

(平一八規則一二・追加)

(特定動物の飼養等の許可の有効期間)

第十二条の二 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第二十六条第一項の許可の有効期間は、当該許可を受けた日から五年間とする。

(平一八規則一二・追加)

(特定動物の飼養等の許可の申請に係る添付書類)

第十二条の三 省令第十五条第二項第二号の書類は、様式第四号によるものとする。

2 省令第十五条第三項の書類は、様式第五号によるものとする。

3 前項の規定は、法第二十八条第一項の許可について準用する。

(平一八規則一二・追加)

(許可証の亡失の届出)

第十二条の四 省令第十五条第八項の書面は、様式第六号によるものとする。

(平一八規則一二・追加)

(許可証の返納)

第十二条の五 省令第十五条第九項の規定による許可証の返納は、様式第七号による届出書に許可証を添えて、知事に提出して行うものとする。

(平一八規則一二・追加)

(特定飼養施設の基準)

第十二条の六 条例第八条第一項第一号の規則で定める基準は、別表第一に定める特定動物の区分に応じた別表第二の基準とする。

(平一八規則一二・追加)

(特定動物に係る標識)

第十二条の七 条例第十条の規則で定める標識は、様式第八号によるものとする。

(平一八規則一二・追加)

別表第1(第12条の6関係)

(平26規則1・全改)

綱	区分	科	特定動物

1	ねこ科	パンテラ属(ヒョウ属)のうちパンテラ・レオ(ライオン)及びパンテラ・ティグリス(トラ)
2	ねこ科	アキノニクス・ユバトウス(チーター) カラカル・カラカル(カラカル) カトプマ・テンミンキイ(アジアゴールデンキャット) フェリス・カウス(ジャングルキャット) レオパルドウス・バルダリス(オセロット) レプタイルス・セルヴァル(サーバル) リュンクス属(オオヤマネコ属)全種 ネオフェリス・ネプロサ(ウンピョウ) パンテラ属(ヒョウ属)のうちパンテラ・レオ(ライオン)及びパンテラ・ティグリス(トラ)以外のもの プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキャット) プマ属(ピューマ属)全種 ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)
3	くま科	くま科全種
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
4	いぬ科	カニス・アドゥストウス(ヨコスジジャッカル) カニス・アウレウス(キンイロジャッカル) カニス・ラトランス(コヨーテ) カニス・ルプス(オオカミ)のうちカニス・ルプス・ディンゴ(ディンゴ)及びカニス・ルプス・ファミリアリス(犬)以外のもの カニス・メソメラス(セグロジャッカル) カニス・スイメンスイス(アビシニアジャッカル) クリュソキュオン・ブラキユウルス(タテガミオオカミ) クオン・アルピヌス(ドール) リュカオン・ピクトウス(リカオン)
	さい科	さい科全種
	かば科	かば科全種
5	うし科	ビソン属(バイソン属)全種 スュンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)
6	ぞう科	ぞう科全種
7	きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)
8	ひと科	ゴリルラ属(ゴリラ属)全種 パン属(チンパンジー属)全種 ポンゴ属(オランウータン属)全種
	アテリダエ科	アロウアタ属(ホエザル属)全種 アテレス属(クモザル属)全種 ブラキユテレス属(ウーリークモザル属)全種 ラゴトリクス属(ウーリーモンキー属)全種 オレオナクス・フラヴィカウダ(ヘンディーウーリーモンキー)
9	おながざる科	ケルコケブス属(マンガベイ属)全種 ケルコピテクス属(オナガザル属)全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス(パタスモンキー) ロフォケブス属全種 マカカ属(マカク属)全種 マンドリルルス属(マンドリル属)全種 ナサリス・ラルヴァトウス(テングザル) パピオ属(ヒヒ属)全種 ピリオコロブス属(アカコロブス属)全種 プレスビュティス属(リーフモンキー属)全種 プロコロブス・ヴェルス(オリーブコロブス)

		ピュガトリクス属(ドゥクモンキー属)全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール(メンタウェーコバナテングザル) テロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ) トラキュピテクス属全種	
	てながざる科	てながざる科全種	
鳥網	10	ひくいどり科	ひくいどり科全種
	11	コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパ(トキイロコンドル) ヴルトウル・グリュフス(コンドル)
		たか科	アエギュピウス・モナス(クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス(イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ) アクイラ・スピログステル(モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスイ(コシジロイヌワシ) ギュパエトウス・バルバトウス(ヒゲワシ) ギュプス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ) ギュプス・ルエベルリイ(マダラハゲワシ) ハリアエトウス・アルビキルラ(オジロワシ) ハリアエトウス・レウコケファルス(ハクトウワシ) ハリアエトウス・ペラギクス(オオワシ) ハリアエトウス・ヴォキフェル(サンショクウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ(オウギワシ) ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ(パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンシス(ヒメオウギワシ) ニサエトウス・ニパレンシス(クマタカ) ピテコファガ・イエフェリュイ(フィリピンワシ) ポレマエトウス・ベルリコス(ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス(カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)
は 爬 虫 網	12	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種
		どくとかげ科	どくとかげ科全種
		おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス(コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドレイ(ハナブトオオトカゲ)
		アリゲーター科	アリゲーター科全種
		クロコダイル科	クロコダイル科全種
		ガビアル科	ガビアル科全種
	13	なみへび科	ディスフォリドゥス属(ブームスラング属)全種 ラドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキュメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルヘビ属)全種
		コブラ科	コブラ科全種
		くさりへび科	くさりへび科全種
	14	ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス(オオアナコンダ)
		にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス(アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス(インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス(アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ(アフリカニシキヘビ)

第1 おり型施設等の特定飼養施設の基準

1 形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

綱	区分	形態	その他の構造											出入口の戸又はふた		
			床面積	高さ	規格								その他	内戸	外戸	ふた
					鉄筋		帯鉄		金網		その他					
					直径等	間隔	厚さ	間隔		直径		網目				
			高さ1m未満の部分	高さ1m以上の部分												
ほ 哺 乳 綱	第1区分	金網付き鉄おり	10m ²	3m以上	13mm以上	8cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6mm以上	4cm以下のひし形金網(床上1.5mの部分まで)	床は、コンクリート造りであること。	内開き戸、 上げ戸又は引き戸であること。	外開き戸、 上げ戸又は引き戸であること。		
	第2区分		7m ²	3m以上	13mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6mm以上						
	第3区分		9m ²	3m以上	19mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6mm以上						
	第4区分	鉄おり	5m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	必要に応じ、ひし形金網が装着されていること。						
		金網おり	5m ²	3m以上	—	—	—	—	—	5mm以上	5×5cm以下の溶接金網					
	第8区分	鉄おり	25m ²	3m以上	22mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	—	—					
第9区分	金網付き鉄おり	6m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	50cm以下	4mm以上	3cm以下のひし形金網(床上1.5mの部分まで)						
鳥 綱	第11区分	金網おり	6m ²	3m以上	—	—	—	—	—	2.6mm以上	3cm以下のひし形金網	上げ戸又は引き戸であること。	上げ戸又は引き戸であること。			
は 爬 虫 綱	第12区分	前面ガラスの金網おり	体長の1.5×体長の1倍	1m以上	—	—	—	—	—	4mm以上	—	床は、コンクリート造りであること。	ガラスは、強化ガラスであること。	内開き戸、 上げ戸又は引き戸であること。	外開き戸、 上げ戸又は引き戸であること。	
	第14区分	前面ガラスのコンクリート造り	3m ²	1m以上	—	—	—	—	—	—	—					

															ること。	ること。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	------

- 2 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- 3 換気孔が設けられている場合には、特定動物が脱出することができない構造であること。
- 4 寝室が設けられている場合には、のぞき窓を有する等寝室の内部を外部から確認することができる構造であること。
- 5 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられている等人の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考

- 1 この表に定める床面積は、最低の数値を示すものであること。
- 2 2頭以上飼養し、又は保管する場合の特定飼養施設の床面積は、次の算式によって算出した面積を超えるものであること。ただし、第12区分及び第14区分に属する特定動物の特定飼養施設については、その習性等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。
この表に定める床面積+この表に定める床面積×{(特定動物の数-1)×1/2}
- 3 この表に定める特定飼養施設の方法については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。

第2 擁壁式施設等(擁壁式、空堀式又はさく式)の特定飼養施設の基準

- 1 擁壁式施設(さく式)の特定飼養施設の形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

網	区分	形態	その他の構造												
			床面積	高さ	規格								出入口の戸又はふた		
					鉄筋		帯鉄	金網		その他	内戸	外戸	ふた		
					直径等	間隔		厚さ	直径					網目	
		高さ1m未満の部分	高さ1m以上の部分												
ほ 哺 乳 網	第5区分		9m ²	3m以上	19mm以上	5cm以下						床は、コンクリート造りであること。	上げ戸又は引き戸であること。	上げ戸又は引き戸であること。	
	第6区分	鉄さく	42m ²	4m以上	H鋼 14cm以上	45cm以下									
	第7区分			6m以上	22mm以上	5cm以下									
鳥網	第10区分	金網付き鉄さく	12m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	50cm以下	必要に応じ、ひし形金網が装着されていること。					

- (1) 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- (2) 換気孔が設けられている場合には、特定動物が脱出することができない構造であること。
- (3) 寝室が設けられている場合には、のぞき窓を有する等寝室の内部を外部から確認することができる構造であること。

(4) 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられている等人の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考

- この表に定める床面積は、最低の数値を示すものであること。
- 2頭以上飼養し、又は保管する場合の特定飼養施設の床面積は、次の算式によって算出した面積を超えるものであること。

この表に定める床面積+この表に定める床面積×{(特定動物の数-1)×1/2}

- この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。
- 擁壁式施設(擁壁式又は空堀式)の特定飼養施設の形態、規模等は、次の要件を満たすものであること。
 - 特定動物の種類、数及び習性に応じ適正な規模を有すること。
 - サファリ型の特定飼養施設にあつては、適当な広さを有する動物舎が設けられていること。
 - 床(サファリ型の特定飼養施設にあつては、動物舎の床)及び空堀の底は、不浸透質材料で造られ、適当な傾斜と排水設備が設けられていること。

じ

- 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- 出入口(サファリ型の特定飼養施設にあつては、動物舎の出入口を含む。)は、二重構造であり、すべての戸には強固な施錠設備が2以上特定動物が触れることができない位置に設けられていること。
- サファリ型の特定飼養施設にあつては、監視塔その他の特定動物を監視することができる設備が適当な場所に設けられていること。
- 空堀の周囲には、人の転落を防止することができる構造の人止めさくが設けられていること。
- 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられていること(サファリ型の特定飼養施設を除く。)
- サファリ型の特定飼養施設にあつては、観覧者の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考 この基準は、第1区分から第10区分までに属する特定動物の特定飼養施設に適用する。

第3 移動用施設(場所を移動して行う興行の用に供する特定動物の特定飼養施設に限る。)の特定飼養施設の基準

- 形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

綱	区分	形態	規模	その他の構造					出入口の戸又はふた	
				規模						
				鉄筋 間隔	鉄板 厚さ	木板 厚さ 材質		金網		その他
ほ 哺 乳 網	第1区分 及び第2 区分	鉄お り又 は木 おり	特定動 物の種 類、数及 び習性 に応じ適	8cm 以下	3mm以 上	2cm以 上	硬質の もの	鉄筋を用いた面には、 必要に応じ、ひし形網 (直径2.6mm以上、網 目4cm以下のもの)が 装着されていること。	床は、鉄板である こと。	上げ戸である こと。
	8cm 以下			3mm以 上	2cm以 上					

	第4区分		正なものであること。	5cm以下	2mm以上	1.5cm以上	鉄筋を用いた面には、必要に応じ、ひし形金網が装着されていること。			
	第5区分から第7区分まで	木おり		—	—	2.5cm以上		—	1 床は、滑り止めの構造であること。 2 四隅、上部及び側面は、金属性筋かい又は金属性支柱で補強されていること。 3 小割板の間隔は、2.5cm以下であること。	
	第8区分	鉄おり又は木おり		5cm以下	3mm以上	2cm以上		鉄筋を用いた面には、必要に応じ、ひし形金網が装着されていること。	床は、鉄板であること。	
	第9区分			5cm以下	2mm以上	1.5cm以上				
鳥網	第10区分及び第11区分			5cm以下	2mm以上	1.5cm以上				
は 爬 虫 網	第12区分	前面ガラスの鉄又は木の箱	—	0.5mm以上	2cm以上	—	ガラスは、強化ガラスであること。	上げ戸、開き戸又はふたであること。		
	第13区分及び第14区分	—	—	0.3mm以上	5mm以上			—	開き戸又はふたであること。	

じ

- 2 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- 3 出入口の戸又はふたには、強固な施錠設備が2以上特定動物が触れることができない位置に設けられていること。
- 4 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられている等人の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。

第4 水槽型施設等の特定飼養施設の基準

形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

網	区分	形態	床面積	高さ	その他	出入口の戸又はふた
爬 虫 網	第12区分	ガラス槽	体長の1.5×体長の1倍	1m以上	ガラスは、強化ガラスであること。	ふたを有すること。
	第13区分		1m ²	1m以上		

備考

- 1 この表に定める床面積は、最低の数値を示すものであること。
- 2 2匹以上飼養し、又は保管する場合の特定飼養施設の床面積は、次の算式によって算出した面積を超え

るものであること。ただし、特定動物の習性等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。
この表に定める床面積+この表に定める床面積×{(特定動物の数-1)×1/2}

3 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。

香川県

【条例】

第4章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第19条 特定動物の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに、知事、市町長又は警察官に通報するとともに、当該特定動物の捕獲その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の脱出を防止するための措置その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な応急措置をとらなければならない。

一部改正〔平成18年条例24号〕

(事故発生の届出)

第20条 犬又は特定動物の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬が人をかんだとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年条例24号〕

(報告の徴収及び立入検査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬又は特定動物の飼い主に対し必要な報告を求め、又はその職員に、飼養施設の所在する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成18年条例24号〕

【施行規則】

(事故発生の届出)

第12条 犬が人をかんだ場合における条例第20条の規定による届出は、犬によるこう傷事故届出書(第3号様式)を当該犬の飼い主の住所地を所管する保健所長に提出して行うものとする。

2 特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えた場合における条例第20条の規定による届出は、特定動物による事故届出書(第4号様式)を特定飼養施設の所在地を所管する保健所長に提出して行うものとする。

愛媛県

【条例】

(緊急時の措置)

第13条 特定動物その他の人の生命、身体又は財産に対し害を加えるおそれのある動物（以下「特定動物等」という。）の所有者又は占有者は、特定動物等が飼養施設から逸走したときは、直ちに知事、警察官その他の関係機関にその旨を通報するとともに、自ら当該特定動物等の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

2 知事は、前項の通報があった場合又は所有者若しくは占有者が直ちに判明しない特定動物等が飼養施設から逸走した場合で、当該特定動物等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その職員に、麻酔銃等を使用して当該特定動物等を捕獲し、及び収容し、又は殺処分させることができる。

3 知事は、野犬等（飼い犬以外の犬及び第9条第1項の規定に違反して係留されていない飼い犬をいう。以下同じ。）が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があり、かつ、通常の方法によってこれを捕獲することが困難であると認めるときは、その職員に、麻酔銃等を使用して当該野犬等を捕獲し、及び収容させることができる。

一部改正〔平成18年条例18号〕

(準用)

第14条 第11条の規定は、前条第2項又は第3項の規定により特定動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第11条の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容された犬、猫等の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された特定動物等又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、猫等の動物」とあるのは「当該特定動物等又は野犬等」と、同条第3項中「犬、猫等の動物」とあるのは「特定動物等又は野犬等」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成14年条例50号〕、一部改正〔平成18年条例18号・25年38号〕

(事故時の措置)

第15条 特定動物等又は犬の所有者又は占有者は、その飼養し、又は保管する特定動物等又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに適切な応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 犬にかまれた者は、遅滞なく、知事にその旨を通報しなければならない。

一部改正〔平成18年条例18号〕

(災害時の措置)

第 16 条 特定動物の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他必要な措置を定めておかなければならない。

2 特定動物の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害が発生したときは、前項の措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

一部改正〔平成 18 年条例 18 号〕

(措置命令等)

第 18 条 知事は、動物（特定動物を除く。）の所有者又は占有者が第 7 条第 9 号、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

2 知事は、犬の所有者又は占有者が第 8 条第 2 号の規定に違反していると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

3 知事は、特定動物の所有者又は占有者が第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 16 条の規定に違反していると認めるとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 特定飼養施設（法第 26 条第 1 項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）を修理し、改造し、又は整備すること。

(2) 特定飼養施設の全部又は一部を使用しないこと。

(3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な対策を講ずること。

一部改正〔平成 18 年条例 18 号〕

【施行規則】

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第 8 条 法第 26 条第 1 項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間は、特定動物の全ての種類について 5 年とする。

全部改正〔平成 18 年規則 41 号〕

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の亡失の届出)

第 9 条 省令第 15 条第 8 項（省令第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定動物飼養・保管許可証亡失届出書（様式第 6 号）を提出してするものとする。

全部改正〔平成 18 年規則 41 号〕、一部改正〔平成 25 年規則 43 号〕

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の返納)

第 10 条 省令第 15 条第 9 項（省令第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による返納は、特定動物飼養・保管許可証返納届（様式第 7 号）を添えてするものとする。

全部改正〔平成 18 年規則 41 号〕、一部改正〔平成 25 年規則 43 号〕

(識別措置変更の届出)

第 11 条 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年 1 月環境省告示第 22 号）第 2 条第 2 項の規

定による変更の届出は、特定動物識別措置変更届出書（様式第8号）を提出してするものとする。

全部改正〔平成18年規則41号〕

高知県

【条例】

（特定動物の所有者又は占有者の遵守事項）

第10条 特定動物（法第26条第1項の特定動物をいう。以下同じ。）の所有者又は占有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定飼養施設（法第26条第1項の特定飼養施設をいう。以下同じ。）を、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年1月環境省告示第21号）及び特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号。第31条の2第2項を除き、以下「特定動物飼養細目」という。）に常に適合するよう維持すること。

〔第31条の2第2項〕

(2) 特定動物の行動に常に注意を払うとともに、収容用の機材を備え、常に使用することができるよう整備しておくこと。

一部改正〔平成24年条例8号〕

(3) 地震、火災、台風等の災害時に特定動物を逸走させないための対策を講じておくこと。

一部改正〔平成12年条例81号・18年18号・24年8号〕

第3章 第一種動物取扱業の登録及び特定動物の飼養又は保管の許可に係る届出等

全部改正〔平成18年条例18号〕、一部改正〔平成25年条例63号〕

（特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間）

第13条 省令第14条の規定により知事が定める法第26条第1項の特定動物の飼養又は保管の許可（第31条の2第2項第33号を除き、以下「特定動物の飼養又は保管の許可」という。）の有効期間は、5年とする。

追加〔平成18年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例18号・25年63号〕

（許可証の亡失の届出）

第14条 特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者は、省令第15条第5項の規定により知事から交付を受けた特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証（第31条の2第2項を除き、以下「許可証」という。）を亡失したときは、省令第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付の申請をした場合を除き、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に届け出なければならない。

2 法第28条第1項の特定動物の飼養又は保管の変更の許可（以下「特定動物の飼養又は保管の変更の許可」という。）を受けた者は、省令第18条第5項において準用する省令第15条第5項の規定により知事から交付を受けた特定動物の飼養又は保管の変更の許可に係る許可証（以下「変更許可証」という。）を亡失したときは、省令第18条第5項において準用する省令第15条第6項の規定に基づく変更許可証の再交付の申請をした場合を除き、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(許可証の返納)

第15条 許可証を有している者(第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人)は、次に掲げる事由が発生した場合は、規則で定めるところにより、その事由が発生した日(特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日)から起算して60日を経過する日までの間に当該許可証を知事に返納しなければならない。

- (1) 法第29条の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を取り消されたとき。
- (2) 特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し(特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。)、又は解散したとき。
- (3) 省令第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項の規定は、特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者の変更許可証の返納について準用する。この場合において、同項中「許可証を」とあるのは「変更許可証を」と、「特定動物の飼養又は保管の許可」とあるのは「特定動物の飼養又は保管の変更の許可」と、「省令第15条第6項の規定に基づく許可証」とあるのは「省令第18条第5項において準用する省令第15条第6項の規定に基づく変更許可証」とする。

(特定動物の飼養又は保管の廃止の届出)

第16条 特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者は、第13条の特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく当該飼養又は保管をやめた特定動物に係る許可証又は変更許可証を添えて知事に届け出なければならない。

(特定動物の飼養又は保管の許可を受けていることを明らかにするための措置の内容等の届出)

第17条 特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者は、特定動物の飼養又は保管を開始したときは、法第31条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けていることを明らかにするための措置の内容を、特定動物飼養細目第2条第1項第1号ただし書、第2号ただし書又は第3号ただし書に該当する場合を除き、同項第1号本文、第2号本文又は第3号本文で定めるもののほか、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者は、前項の措置の内容を変更したときは、特定動物飼養細目第2条第2項ただし書に該当する場合を除き、同項本文で定めるもののほか、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者は、輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡

し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、特定動物飼養細目第3条第4号ただし書に該当する場合を除き、当該事由が発生した日から30日以内に同号本文で定めるもののほか、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成25年条例63号〕

追加〔平成18年条例18号〕、一部改正〔平成25年条例63号〕

(逸走等において所有者の確認が容易な特定動物)

第18条 特定動物飼養細目第2条第1項第1号へ、第2号へ及び第3号ホの規定による逸走等をした場合にあってはその所有者の確認が容易であるとして知事が定める特定動物は、規則で定める。

追加〔平成18年条例18号〕

第4章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第19条 特定動物の所有者又は占有者は、その飼養する特定動物が特定飼養施設から逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報するとともに、当該特定動物を収容する等人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定による通報があった場合で、人の生命等に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を収容し、又は殺処分することができる。

一部改正〔平成12年条例81号・18年18号〕

(事故発生時の措置)

第20条 特定動物又は犬の所有者又は占有者は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(以下略)

一部改正〔平成18年条例18号〕

(措置命令)

第21条 知事は、飼養されている特定動物又は犬が人の生命等に害を加えたとき又は加えるおそれがあると認めるときは、当該飼養されている特定動物又は犬の所有者又は占有者(特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者を除く。第31条の2第3項第4号において同じ。)に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。

(1) 特定飼養施設又は飼養施設(家庭動物等飼養基準第3の1の(3)の飼養施設をいう。第31条の2第2項第7号を除き、以下同じ。)を設置し、又は改善すること。

(2) 係留し、又は特定飼養施設若しくは飼養施設内で飼養すること。

(3) 口輪を装着すること。

(4) 殺処分すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、飼養されている特定動物又は犬による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとること。

一部改正〔平成25年条例63号〕 一部改正〔平成18年条例18号・25年63号〕

【施行規則】

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証等の亡失の届出手続)

第5条 条例第14条第1項又は第2項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可に係る許可証の亡失の届出は、別記第3号様式による特定動物飼養・保管許可証(変更許可証)亡失届により行わなければならない。

追加〔平成18年規則51号〕、一部改正〔平成18年規則52号・24年29号〕

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証等の返納手続)

第6条 条例第15条第1項又は第2項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可に係る許可証の返納は、別記第4号様式による特定動物飼養・保管許可証(変更許可証)返納届により行わなければならない。

追加〔平成18年規則51号〕、一部改正〔平成18年規則52号・24年29号〕

(特定動物の飼養又は保管の廃止の届出手続)

第7条 条例第16条の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出は、省令第16条第1項の特定動物飼養・保管廃止届出書により行わなければならない。

追加〔平成18年規則52号〕、一部改正〔平成24年規則29号〕

(特定動物の飼養又は保管の許可等を受けていることを明らかにするための措置の内容等の届出手続)

第8条 条例第17条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けていることを明らかにするための措置の内容の届出は、省令第20条第3号の特定動物識別措置実施届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成24年規則29号〕

2 条例第17条第2項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けていることを明らかにするための措置の内容の変更の届出は、別記第5号様式による特定動物識別措置変更届により行わなければならない。

3 条例第17条第3項の規定による輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合の届出は、特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第3条第4号の特定動物飼養・保管数増減届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成25年規則37号〕 追加〔平成18年規則52号〕、一部改正〔平成24年規則29号・25年37号〕

(逸走等において所有者の確認が容易な特定動物)

第9条 条例第18条の規定による逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして知事が定める特定動物は、高知県立のいち動物公園において飼養される特定動物のうち、知事が別に定めるものとする。

追加〔平成18年規則78号〕

(事故発生時の届出手続)

第10条 条例第20条第1項の規定による飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を与えたときの届出は、飼養する特定動物にあつては別記第6号様式による特定動物事故発生届により、飼養する犬にあつては別記第7号様式による飼養犬事故発生届により行わなければならない。

福岡県

【条例】

(緊急時の措置)

第六条 法第二十六条に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)の飼い主は、特定動物が逃げたときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときに当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をあらかじめ定めておき、災害が発生したときは、直ちに当該措置をとらなければならない。

(平一二条例六四・追加、平一八条例一三・旧第十二条繰上・一部改正)

【施行規則】

(通報)

第四条 条例第六条第一項の規定による特定動物が逃げた場合の通報は、次に掲げる事項を通報するものとする。

- 一 特定動物が逃げた日時及び場所
- 二 特定動物の種類及び習性
- 三 特定動物が逃げたときの状況
- 四 通報者の住所、氏名及び連絡先

(平一二規則一二九・追加、平一八規則七一・旧第十二条繰上・一部改正)

佐賀県

【条例】

(緊急時の措置)

第16条 飼い主は、飼養し、又は保管する特定動物又は特定犬(以下「特定動物等」という。)が逸走したときは、直ちに知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等の捕獲その他人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定による通報があった場合又は逸走した特定動物等を発見した場合であって、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、職員に、当該特定動物等を捕獲させ、又は殺処分させることができる。

3 前2条の規定は、前項の規定により特定動物等を捕獲した場合について準用する。

(事故届)

第17条 特定動物又は犬の飼い主は、飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、

適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

【施行規則】

(事故の届出)

第 10 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、様式第 4 号によるものとする。

熊本県

【条例】

(緊急時の措置)

第 9 条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物が飼養施設から逃げたときは、直ちに知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物を捕獲するなど、人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための必要な措置をとらなければならない。

(事故発生時の措置)

第 10 条 特定動物又は犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する犬が人をかんだときは、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。

【施行規則】

(緊急時の必要な措置)

第 8 条 条例第 9 条の人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための必要な措置は、特定動物が逃げたことを付近の住民に周知させることとする。

(事故発生時の届出)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、事故発生届(別記第 5 号様式)により行うものとする。

大分県

【条例】

(緊急時の措置)

第十三条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに、その旨を知事及び警察官に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、付近住民への周知その他人の生命、身

体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

(平一八条例二〇・旧第二十三条繰上・一部改正)

(事故発生時の措置)

第十四条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼養者は、飼い犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(平一八条例二〇・旧第二十四条繰上・一部改正)

宮崎県

【条例】

(特定動物の飼養者の遵守事項)

第10条 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養の許可を受けた者は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定動物が死亡し、又はやむを得ず飼養することができなくなった場合は、自らの責任において適正にこれを処理すること。

(2) 特定動物が逃走した場合に必要な捕獲用器具を備え、常に使えるように整備しておくこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように必要な措置を講じておくこと。

一部改正 [平成18年条例19号]

(特定動物の飼養に係る許可の期間)

第11条 法第26条第1項の許可の期間は、5年とする。

追加 [平成18年条例19号]

(標識の掲示)

第12条 法第26条第1項及び第28条第1項の許可を受けた者は、門戸その他の見やすい場所に、特定動物を飼養している旨を示す標識を掲示しなければならない。

一部改正 [平成18年条例19号]

(緊急時の措置)

第13条 飼養者は、その飼養する特定動物が飼養施設から逃走したときは、直ちに、知事及び警察官に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、近辺の住民への周知その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 飼養者は、地震、火災その他の災害が発生したときは、その飼養する特定動物の逃走防止のための措置その他必要な措置を適切に実施し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

3 知事は、第1項の通報を受けた場合において当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあると認めるときは、動物の習性等に関し専門的な知識を有する機関その他関係機関と連携を図り

ながら、適切な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成18年条例19号〕

(事故の届出)

第14条 飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年条例19号〕

【施行規則】

(許可の申請)

第4条 法第26条第2項に規定する申請書には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第15条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の履歴書(法人にあっては登記事項証明書及び特定動物を飼養した実績があるときは、その概要を記載した書類)

(2) 主として飼養に従事する者の履歴書及び精神の機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤による中毒の有無に関する医師の診断書

(3) 条例第13条に規定する緊急時の措置を記載した書類

(4) どくとかげ科、なみへび科(毒を有するものに限る。)、コブラ科又はくさりへび科に属する種を飼養する場合にあっては、当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

全部改正〔平成18年規則61号〕

(標識)

第5条 条例第12条の標識の様式は、特定動物の飼養の標識(別記様式第2号)によるものとする。

一部改正〔平成18年規則61号〕

(事故の届出)

第6条 条例第14条の規定による届出は、事故発生届出書(別記様式第3号)によってしなければならない。

一部改正〔平成18年規則61号〕

鹿児島県

【条例】

(特定動物の脱出時の措置)

第4条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近の住民への周知その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物を飼養し、又は保管する者は、地震、火災等の災害に際し、特定動物が脱出して人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための緊急措置を定め、災害が発生したときは、当該緊急措置に従って適正な措置をとらなければならない。

(事故届)

第 7 条 特定動物又は犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(平 18 条例 29・旧第 14 条繰上)

【施行規則】

第 7 条 条例第 7 条の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。

- (1) 届出者の住所
- (2) 届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 害を加えた動物の種類、年齢、性別、名及び体格その他の特徴
- (4) 加害の状況等
 - ア 加害の日時
 - イ 加害の場所
 - ウ 加害の概要
 - エ 加害後の動物に対する措置
 - オ 過去における加害の有無
- (5) 被害者の状況
 - ア 被害者の住所及び氏名
 - イ 被害者の治療の有無
- (6) 害を加えた動物が犬の場合にあつては、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に基づく登録及び予防注射の有無
- (7) 害を加えた動物が特定動物の場合にあつては、飼養許可年月日及び許可番号

(平 12 規則 43・平 13 規則 17・平 13 規則 18・一部改正, 平 18 規則 81・旧 16 条繰上・一部改正)

名古屋市

【条例】

(特定動物の飼主の遵守事項)

第 7 条 特定動物の飼主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定動物の習性、生理及び生態を理解し、適正に飼養又は保管すること。
- (2) 飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用器材を備え、常に使えるように整備しておくこと。
- (3) 特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように必要な措置を講じておくこと。

(逃走時の措置)

第 8 条 特定動物の飼主は、特定動物が飼養施設等から逃走したときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(事故の届出)

第9条 特定動物の飼主は、特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、その事実を知った時から24時間以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、法第29条に定めるもののほか、法第26条第1項の許可を受けた特定動物の飼主が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第8条の規定に違反して通報せず、若しくは虚偽の通報をし、又は必要な措置をとらなかった場合において、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき。

(2) 第9条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

大阪市

【条例】

(特定動物飼養者等の遵守事項)

第6条 法第26条第1項に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)を飼養し、又は保管する者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同項に規定する特定飼養施設(以下「特定飼養施設」という。)を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用できるよう整備しておかなければならない。

2 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに、市長及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちにその旨を市長に通報するとともに、適切な救護措置及び人の生命、身体又は財産に対する新たな侵害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 特定動物の所有者は、自己の所有する特定動物を飼養し、若しくは飼養させ、又は保管し、若しくは保管させることができなくなったときは、当該特定動物を自らの責任において譲渡その他の方法により適正に処分しなければならない。

第3章 動物の引取り又は収容

(特定動物の引取り)

第7条 前条第4項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、法第26条第1項の許可に係る特定動物の所有者(以下「特定動物所有者」という。)から当該特定動物を引き取るものとする。

(1) 特定動物所有者が次のいずれかに該当すること

ア 相続により特定動物を取得した者

イ 海外へ移住する者

ウ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者

(2) 特定動物所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないこと

(3) 特定動物所有者が当該特定動物を譲渡その他の方法により適正に処分することができないこと

(4) 特定動物所有者から当該特定動物を引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがあること

2 前項の規定による引取りを求めようとする特定動物所有者は、市規制で定めるところにより申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、当該申請を行った特定動物所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

前橋市

【条例】

(特定動物の逸走時の措置)

第 15 条 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに警察署長にその旨を通報し、及び遅滞なく市長にその旨を報告するとともに、当該特定動物の収容その他人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定動物による事故発生時の措置)

第 16 条 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、被害者に対する適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置を講じるとともに、遅滞なく規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

